

第20 排煙設備

I 外観検査

1 排煙機・給気機

- (1) 点検に便利で、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない場所に設けてあること。
- (2) 排煙機・給気機及び原動機の風量、出力等は、それぞれ設計どおりのものであること。

2 起動装置

- (1) 自動起動装置
感知器・ヘッドは、煙又は熱を有効に感知できる場所に設けてあること。
- (2) 手動起動装置
火災時に容易に操作できる場所に設けてあること。

3 排煙口等

- (1) 防煙区画
 - ア 設計どおり区画構成されているとともに所定の面積以内であること。
 - イ 可動防煙壁にあつては、周囲に障害となるものがなく、適正な位置及び構造となっていること。
- (2) 排煙口
 - ア 防煙区画内ごとに規定の距離以内であり、かつ、区画内の煙を有効に排出できる位置に設けられていること。
 - イ 風道とは、確実に接続され、又は直接外気に接していること。
 - ウ 風道及び防火ダンパーは、堅固に取り付けてあること。
 - エ 防煙区画内の煙を有効に排出できる開口面積を有していること。
- (3) 給気口
 - ア 消火活動拠点ごとに設けてあること。
 - イ 床又は壁の所定の位置に設けてあること。
 - ウ 風道とは、確実に接続され、又は直接外気に接していること。
 - エ 風道及び防火ダンパーは、堅固に取り付けてあること。

4 電源等

第2 屋内消火栓設備 I. 6に準じたものであること。

5 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備 I. 8に準じたものであること。

II 性能検査

本検査は、設置している排煙機ごとに行うものとする。

〔I〕 各機器ごとの検査

1 起動装置及び排煙機（原動機を含む）検査

- (1) 方法
起動装置を所定の方法により作動させる。
- (2) 合否の判定
起動装置に対応する排煙機が正常に作動すること。

2 排煙口検査

- (1) 方法
前1. (1) に準じたものであること。
- (2) 合否の判定
起動装置に対応する排煙口が正常に開放すること。

〔II〕 総合検査

1 方法

前1. (1) に準じたものであること。

2 合否の判定

- (1) 起動装置に対応する排煙口が開放し、同時に排煙機（原動機を含む。）が、确实、正常に作動すること。
- (2) 排煙出口までに至る部分（接続箇所を含む。）から空気漏れがないこと。